

千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会の会長及び副会長については、公益を代表する委員のうちから、選出する。

（会議の公開）

第3条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第27条の3の規定により非公開とする場合を除き、傍聴の方法により公開とする。

（雑 則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年1月10日から施行する。